不適合業務管理規程

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人自然農法国際研究開発センター（以下「この法人」という。）有機認証業務規程第５１条第１項により、認証に関する業務において生じる不適合業務（顕在していないが、現在の状態を続けると不適合が生じる可能性が高い潜在的不適合事項を含む。）の取り扱い、是正措置及び予防措置等に関する必要な事項を定めるものである。

（この法人の責務）

第２条　理事長は、不適合業務が発生したときは、その原因を究明し、実態を是正し，再発防止のための措置を講じなければならない。

　　　２　理事長は、不適合業務が発生しないよう、検査員、判定員及び関係職員の業務内容を把握し、必要な指示及び助言、研修等を実施することによりその予防に努めなければならない。

（不適合業務の管理）

第３条　不適合業務の管理手順は、次に掲げるとおりとする。

（１）不適合業務の管理に関する責任者は、認証部長とする。

（２）内部監査、独立行政法人農林水産消費安全技術センターよる監査又は日常業務等における不適合（クレーム処理で発見された不適合を含む。）を発見した者は、直ちに認証部長に報告する。

（３）認証部長は、不適合の重大さを評価し、この規程を適用すべきかを判断する。なお、適用すべきと判断した場合に限り、認証部員のうちから即時処置担当者及び是正処置責任者を選任し、次条以下に定めるとおり、不適合業務の是正を実施させる。

（即時処置）

第４条　即時処置の手順は、以下のとおりとする。

（１）即時処置担当者は、速やかに不適合業務の即時処置を実施する。

（２）同担当者は、不適合業務即時処置報告書を作成し、認証部長に報告する。

（３）認証部長は、報告書を確認し、適切に即時処置が行われたことを確認する。

（是正処置）

第５条　不適合業務の是正処置の手順は、次に掲げるとおりとする。

（１）是正処置責任者は、不適合業務即時処置報告書の内容を確認し、速やかに不適合業務の原因を究明し、再発防止を図るとともに、必要に応じて遡及処置及び水平展開を行う。

（２）是正処置責任者は、速やかに不適合業務是正処置報告書を作成し、認証部長に報告する。

（３）認証部長は、不適合業務是正処置報告書を確認し、是正措置の妥当性を確認する。

（４）認証部長は、是正処置が実施された後、当該是正措置が問題の解決に効果的であることを確認するため、是正措置の結果を監視する。

（５）再発防止処置に関し、有機認証業務規程又は諸規程等の変更が必要な場合は、変更を行う。

（６）不適合業務是正の内容について、必要に応じて役職員、認証に関する業務に従事する者及び認証事業者等に対し、文書、研修及び講習会等で周知し、再発防止に努める。

（報告）

第６条　認証部長は、不適合業務の是正が完了したときは、当該内容について理事長に報告するものとする。

（予防処置）

第７条　内部監査若しくは独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる監査又は認証に関する経常業務等において、不適合業務が発生する可能性が発見された場合、認証部長は未然に防ぐための適切な防止措置を講ずるものとする。

２　認証部員は、認証に関する経常業務において、潜在的な不適合を見出した場合は、認証部長に報告する。

３　前項により、報告を受けた認証部長は、潜在的な不適合の原因を特定するとともに、予防する処置が必要かどうかを評価する。

４　前項により、予防処置が必要と判断した場合、認証部長は適切な処置を決定し実行に移すとともに、当該結果を記録に残すものとする。

５　認証部長は、一定期間を経たのち、実施した予防措置が有効であったかについて評価を行う。

（規程の変更）

第８条　この規程の変更は、理事会の決議を得なければならない。

（補則）

第９条　この規程に定めのない事項については、必要に応じて理事会の決議により、別に定める。

（附則）

１．この規程は、平成１８年３月１０日より適用する。

２．平成２２年４月１３日一部改訂（この一部改訂は平成２２年５月１１日より施行する）。

３．平成２４年８月３０日一部改訂（この一部改訂は平成２４年９月９日より施行する）。

４．平成２５年９月８日一部改訂（この一部改訂は平成２５年９月８日より施行する）。

５．平成３０年１２月１６日一部改訂（この一部改訂は平成３１年４月１日より施行する）。